

令和3年第1回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和3年2月4日

浅川清流環境組合議会

令和 3 年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回定例会

出席議員	.....	1
欠席議員	.....	1
出席説明員	.....	1
議事日程	.....	1
開会・開議	.....	3
会議録署名議員の指名	.....	3
会期の決定	.....	3
管理者報告	.....	3
(議案上程)		
議案第1号	令和3年度浅川清流環境組合一般会計予算	4
議案第2号	令和3年度浅川清流環境組合構成団体負担金について	15
(議員派遣)		
議員派遣の件	.....	16
閉会	.....	16

令和3年

浅川清流環境組合議会会議録

第1回定例会

日時 令和3年2月4日(木)午後2時

場所 可燃ごみ処理施設501会議室

出席議員(12名)

1番	白井 菜穂子 君	2番	近澤 美樹 君
3番	馬場 賢司 君	4番	池田 利恵 君
5番	だて 淳一郎 君	6番	田中 政義 君
7番	木島 たかし 君	8番	尾澤 しゅう 君
9番	鈴木 成夫 君	10番	小林 正樹 君
11番	田頭 祐子 君	12番	遠藤 百合子 君

欠席議員(0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	大坪 冬彦 君	副管理者	井澤 邦夫 君
副管理者	西岡 真一郎 君	会計管理者	小塩 茂 君
事務局長	加藤 真人 君	総務課長	井上 智昭 君
事業課長	設楽 尚人 君	総務課主幹	西村 直邦 君

会議に出席した事務局職員の職氏名

書記	瀬戸山 祐一 君	書記	兵働 隆志 君
----	----------	----	---------

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌形 忍  
速記者 松丸 晋 君

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 管理者報告  
(議案上程)  
日程第4 議案第1号 令和3年度浅川清流環境組合一般会計予算

日程第5 議案第2号 令和3年度浅川清流環境組合構成団体負担金について  
(議員派遣)

日程第6 議員派遣の件

午後2時00分 開会・開議

○議長（池田利恵君） それでは、そろったところで、これより、令和3年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名でございます。

---

○議長（池田利恵君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において、2番近澤美樹議員、3番馬場賢司議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

○議長（池田利恵君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（池田利恵君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 皆様、本日は、大変お忙しいところを、令和3年第1回浅川清流環境組合議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、2件の報告を行います。

#### 1. 環境保全協定の締結に向けて

周辺住民の皆様の健康を守り、生活環境の保全を図ることを本旨とする、環境保全協定、いわゆる公害防止協定の締結に向けて、検討を進めております。

協定書の策定に当たっては、地元の意見や、当組合に寄せられた意見を反映させるため、地元自治会の方々や学識経験者などにも加わっていただき、検討委員会を設置いたしました。

第1回の検討委員会を、昨年11月21日に開催し、また合わせて、検討委員会の中でも、御要望のあった、環境保全協定についての住民説明会を、12月19日に開催をしたところであります。

第2回の検討委員会については、2月6日に開催する予定となっておりますが、緊急事態宣言発令に伴い、延期をさせていただきました。

次回、検討委員会は3月13日を予定としておりますが、感染状況を見ながら開催の判断をしてみたいと考えております。

今後は、検討委員会で出された意見を集約し、これを反映した協定書を策定して、地元自治会との、締結に向けて準備を進めてまいります。

#### 2. 施設見学について

施設見学については、令和3年1月18日から一般の方への見学開始に向けて、広報を行い、1か

月前から予約受付を開始したところです。

当施設自体は、感染予防対策を実施し、少人数による見学は可能としておりますが、緊急事態宣言が発令されている中、外出自粛の観点からも、積極的な御案内は難しい状況となっております。

このような状況ですので、施設見学については、施設に来られない方にも、ホームページによる丁寧な施設紹介や、各学校とのオンラインリモートによる授業への協力など、工夫をしてみたいと考えております。

引き続き、環境対策をはじめ、施設に関する情報発信を積極的に行い、周辺住民の皆様はもとより、3市の市民の皆様信頼される施設運営を行ってまいります。

以上、主要な事項について御報告申し上げます。議会の御理解、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田利恵君） これをもって管理者の報告を終わります。

---

○議長（池田利恵君） これより、議案第1号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計予算の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第1号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

令和3年度組合の歳入歳出予算の総額は11億7,771万2,000円であります。令和2年度と比較して4,983万2,000円の減となっております。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（池田利恵君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

議案第1号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計予算について御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,771万2,000円と定めるとするものでございます。

その下、第2条、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるとするものでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、議案書とは別にお配りいたしました令和3年度一般会計予算書及び説明書により、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書、1総括でございます。令和3年度の歳入歳出予算額は11億7,771万2,000円であり、令和2年度歳入歳出予算額12億2,754万4,000円に比べ、4,983万2,000円の減額となっております。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。歳入について御説明申し上げます。最上段の款1分担金及び負担金、項1負担金、7ページの説明欄の上段、組合構成市負担金でございます。令和2年度より負担金の負担割合は、施設の土地の借上料や組合債の償還金など、施設の設置に関する費用につきましては、構成団体3市で等分の負担をしていただき、その他の議会費、職員の給与な

ど施設の運営に関わる費用につきましては、可燃ごみの量に応じて負担をさせていただいているところでございます。ごみ量に応じた負担は、おおむね日野市が48%、国分寺市が27%、小金井市が25%となっております。また、周辺環境整備負担金は、これまでと同様に、国分寺市、小金井市の2市で負担していただくものでございます。

2つ飛びまして、最下段、款3諸収入、項2雑入、7ページの説明欄、その他雑入でございます。一番下から2段目、売電料2億9,499万8,000円は、可燃ごみを燃やした際につくられる電力について、電力会社に売却することによる収入でございます。

また、その下、有価物売払代金は、ごみ焼却処理の過程で発生する焼却鉄及び落じん灰を資源として売却することによる収入でございます。

続きまして、歳出でございます。恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。令和2年度と比べ、増減の大きいものを中心に御説明をさせていただきます。款1議会費589万3,000円でございます。議会費につきましては、令和2年度の予算とほぼ同様となっております、大きな増減はございません。

その下、款2総務費4億7,220万1,000円は、令和2年度と比べまして199万4,000円の減となっております。総務費につきましても令和2年度とほぼ同様の内容となっております。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。中段、款3事業費6億4,142万円は、令和2年度と比べて5,386万6,000円の減となっております。この中より令和3年度新規に計上させていただくものを中心に御説明させていただきます。

13ページ、事業費の説明欄の上段、7報償費、環境保全協定検討委員会委員謝礼でございます。こちらは、先ほど管理者報告にもあったとおり、環境保全協定、いわゆる公害防止協定について、施設周辺の5自治会との締結に向けて検討委員会を設置し、検討を進めているところでございます。こちらの予算は検討委員会に御参加いただく大学教授など、学識経験者への謝礼となります。

また、その下、(仮称) 専門家委員会委員謝礼でございます。当可燃ごみ処理施設の運用について、住民からいただきました御意見や御質問に対し、専門家の意見を伺いながら、丁寧に対応していくため、(仮称) 専門家委員会を設置したいと考えております。今回の環境保全協定の中で専門家委員会の設置を御提案させていただいているところでございます。こちらは、専門家委員会を設置した際の委員の謝礼でございます。

恐れ入ります。最下段、款4公債費、項1公債費、目1元金、13ページ、説明欄、22償還金、利子及び割引料、地方債償還元金2,208万2,000円でございます。平成29年度に借入れた地方債の元金の償還について、3年間の猶予期間が終了し、令和3年度より元金の償還が開始されるため、新規に予算計上したものでございます。

恐れ入ります。14ページ、15ページを御覧いただきたいと思います。目2利子、説明欄、22償還金、利子及び割引料、地方債償還利子1,611万5,000円でございます。こちらは、借入れた地方債の利子分の償還となります。ちなみに、令和3年度は、先ほどの償還金の元金とこの利子を合わせて約3,800万円の償還となります。また、令和4年度には、元金と利子を合わせて約2億4,000万円。またその後、令和5年度からは借入れの一番多かった令和元年度の元金の償還が始まりますので、約9億6,000万円を償還していくこととなります。償還の期間は令和16年度までとなります。総額では、施設建設のた

めに借入れた約114億4,000万円とその利子分、約1億5,000万円、合わせて115億9,000万円を順次償還していくこととなります。

その下、款5予備費は、これまでと同様、2,000万円としております。

また、16ページから20ページまでは給与費明細書でございます。職員の給与につきましては、職員それぞれの派遣元の給与に関する規定の例により支給することとなっております。

また、22ページ、23ページは債務負担行為に関する調書、24ページ、25ページは地方債に関する調書となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（池田利恵君） 事務局長、ありがとうございます。

これより質疑に入りますが、質問者はページ数と質問内容を的確にお伝えいただきますようお願い申し上げます。

質疑ございますか。2番近澤美樹議員。

○2番（近澤美樹君） 12ページ、13ページの施設運営費、項目としましたら、きたがわら地区広場管理用通路交通誘導業務委託料も入っておりますけれども、この施設運営費全般ということになると思いますけれども、お伺いをしていきます。

先ほど管理者報告があったのですけれども、私が違和感を持ったのは、この間、この浅川清流環境組合自体に大きな意味を持つ2つのことがあったのではないかなというふうに思って、そのことについての組合の見解を伺いたいと思ひまして、質問させていただきます。

1つは、11月12日に国分寺市、小金井市からのごみを運び込むためのごみの搬入路の裁判の判決が出たということ。それと、本当に直近ですけれども、1月の末日に、昨年2度、言わば高い数値が出た水銀、これについては公表基準というのがありますけれども、公表がされている問題ですので、このことについて全く触れていなかったもので、組合の見解も分からないので、お伺いしたいということで質問を用意させていただきました。

昨年の11月12日、東京地方裁判所が北川原公園裁判、いわゆる北川原公園という総合公園にごみの搬入路をつくったことについて、100人近い原告の方が裁判を起こしたわけですけれども、これについて、東京地方裁判所が全面的に原告住民側の訴えを認める判決を下しました。裁判の主文なのですが、御存じでない方もおられると思うので、一応、主文についてなぞらせていただきます。

被告、すなわち、この場合には日野市の執行機関である日野市長ということになるかと思いますが、被告は大坪冬彦。これは個人と解釈しますけれども、大坪冬彦に対し、2億5,153万9,137円及びこれに対する令和元年11月26日から支払い済みまで、年5分の割合による金員の支払いを求める請求をせよというものです。日野市の執行機関である日野市長が大坪冬彦さんに対して2億5,000万円のお金を払えと、こうした判決なのですけれども、この判決の理由がありまして、その要旨についてもざっと述べさせてもらいたいと思います。

当裁判所は、北川原公園に係る本件都市計画の計画区域に、都市計画の変更をしないまま、廃棄物運搬車両の専用道路である本件通行路を設置することは、都市計画法上違法と評価すべきものであり、本件通行路を設置するために大坪市長がした本件各契約の締結は財務会計法規上違法と評価すべきものであるから、日野市の住民である原告らが地方自治法に基づき大坪市長に対する損害賠償請求権の

行使を求める本件の請求は理由があり、これを認容すべきものと判断する。ちょっとややこしいと思うのですが、市長が市長に対して、人格としては、お金を払いなさいということで、そういうふうに求めた、これが勝訴したということになります。

この判決は、通行路の設置が都市計画法上違法。その工事にお金を支出したことは財務会計法上違法と判決としては明快なのですね。日野市は、この判決を承服できないとして、2週間後の11月26日に控訴しました。

まず伺わせていただきたいのですが、この問題は、訴えた市民の皆さんは日野市民の方ですし、相手が日野市ということになっていますけれども、ごみを運ぶということ自体は、この浅川清流環境組合の事業として行っていることですので、この組合としてこのことを皆さんとやはり共有する必要があることだと私自身思いますけれども、組合に伺いたいのですが、この地裁の判決がออกมาして、市は判決を不服として控訴をして、引き続き係争状態となったというわけですが、このこと自体を組合はどのように受け止めているのかということをお伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長（池田利恵君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

組合といたしましても、裁判の結果というものについては重く受け止めなければいけないものだと思っております。ただ、本議会は浅川清流環境組合の議会ですので、日野市の裁判について組合としてお答えできることはあまりないかと思っておりますが、現時点で、日野市からは控訴中であるということは、議員がおっしゃったとおり、お伺いしております。

また、搬入路については、日野市のほうで決めていることですので、そのことについて組合のほうに現時点でお話はございません。ただ、何かあれば、しっかりと協議はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池田利恵君） 近澤議員。

○2番（近澤美樹君） ありがとうございます。重く受け止めるというお答えをいただいたのですが、組合のほうにはお話がないというふうに、今、お話がないというふうに、組合のほうには、何という表現だったかもう一回。

○議長（池田利恵君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 協議の申入れとかそういうものはないという意味でございます。

以上でございます。

○議長（池田利恵君） 近澤議員。

○2番（近澤美樹君） ありがとうございます。協議の申入れはないということなのですが、ちょっと難しいというか、日野市、国分寺市、小金井市があつて、それで浅川清流環境組合は3市が一緒につくっている組合ですので、そこが、日野市と組合が分かれるのかということがあつて、ここは組合の議会ですので、組合の事業がどうなるかということをお伺いしたいのですが、私は、組合自体がやはり共同処理を進めるに当たって極めて重大な事態が発生をしたという受け止めがなければならぬ問題だというふうに思っています。ちょっと

どこか、これは日野市の話というふうに区切ってしまうということではなくて、私たちは組合ですの  
で、こうした受け止めで考えていきたいと思っております。

判決でまず裁判長は、都市計画法違反というふうに言っているわけですから、都市計画法について  
確認を裁判で、法の原点というのを確認しているのです。この都市計画法の原点というのは、健康で  
文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを基本理念の下で、施設の整備について必要  
なものを一体的かつ総合的に定めて、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持しようとして  
いるということなのですけれども、ある意味、当たり前と言えども、でも、  
ここのところは基本的に憲法が元になっていて、第25条が元になっていて、そうしたもので、都市計  
画も別個のものではなくて、法の原点としてはそういうものを踏まえているということを判決で確認  
しているのです。

それで、都市計画、都市計画法違反、都市計画をちゃんと守らないということについてはどうなの  
かということについては、都市計画というのは決定するときも変更するときも、皆さんも御経験があ  
ると思いますけれども、公告をして、都市計画案をつくって、また変更案もつくって、縦覧をして、  
それから住民や利害関係人に意見書を提出してもらって、都市計画審議会という法定の審議会の議を  
経て市町村が決定するというプロセスを踏んでいるわけですよ。そうしたときに、この仕組みがあ  
るときに、都市計画の実質的な変更と評価される。今回の場合には公園をつくるというところ、そこ  
に言わば道をつくってしまっていたわけですから、そのときには都市計画の変更手続ということが通常  
ですと都市施設の変更のときには求められるのですが、この場合は、その実行はされていないので  
す。そうすると、これは裁判の言葉で言うと、法の手続の潜脱、法の網をかいくぐろうとしているも  
ので、違法だと明確に判決は下しているのです。

ただ、日野市としては立場が違いますので、日野市が公園内にごみ搬入路を建設しても都市計画法  
違反にはならないというふうに主張しているのです。それには幾つか理由があるわけなのですけれど  
も、主に2つ、皆さんにも理解していただきたいと思うのですが、この道路はごみ運搬車両の専用路  
で、兼用工作物という考え方で市は主張しているのですけれども、この兼用工作物というのが、この  
部分は道路であっても、同時に都市公園の効用を有していると。道路で公園だということですね。そ  
うした考え方なのですけれども、これについても裁判所としては明確に、ここは平日の午前8時から  
午後4時半まで、要は、ごみの運搬車両しか通らないのです。公園であり道路であると言っているの  
ですけれども、結果的に1分間に0.6台、廃棄物の運搬車両が通行しているのです。そうすると、ここ  
が都市公園として、かつ、都市公園の機能もある。それから道路の機能もあるというのはかなり無理  
筋だと私もずっと考えていましたが、裁判の判決自体も、ここについては厳しく批判をしています。

あと、市は30年間暫定利用であるから、都市計画の実質的な変更にあたらないという主張もされた  
のですけれども、この30年という利用期間は、暫定的というには長過ぎるのではないかというのが裁  
判所の判断です。都市計画というのは本当に長いタームで考えるものなので、30年ぐらいは暫定と考  
えてもいいのではないかというのが市の考え方なのだとということになるのですけれども、30年間はど  
こから来たかということ、日野市と国分寺市と小金井市と覚書を交わしているのです。そこにおおむね  
30年と書いてあるので、30年が暫定だということになるのですけれども、おおむね30年というのは、  
次の施設が国分寺市、小金井市のいずれかに設置されることが決まっています、もう30年後はそこに

きますというのが明確になっていけば、おおむね30年ということもあるのかもしれないけれども、決まっていないですよ、これ。その場合、この通行路が30年間を過ぎても廃棄物運搬道路として利用されることが相当程度の確率で見込まれていたのではないかと。だから、おおむね30年というふうになっていたのではないかと。ということで、この場合、30年間の暫定利用というのは、都市計画の実質的な変更には当たらないという、この主張を裁判所としては、批判をしなければならないということになったということになります。

私、決算委員会のときに申し上げたかと思いますが、ごみ処理広域化というのは、周辺地域の住民の理解と合意が得られて、計画が進められているというわけではありません。最低限のあるべき公害防止協定すら結ばれないまま、今、その努力をしている最中ですが、本格稼働自体は、本当に最低限のものしかないまま、本格稼働となりました。

私の考えは、共同処理広域化ということ全般、もう全てあり得ないというふうには、そうした考えを持っているわけではありません。その条件があるかどうか。基本的には住民自治の問題、地方自治の問題なので、そうしたことの条件が得られれば、そういうこともあり得るというふうには考えていますが、日野市、国分寺市、小金井市の場合には、あまりにもその条件が得られないことがこれまでずっと重ねられてきたということになるわけです。

○議長（池田利恵君） 近澤議員、発言中ではありますが、質疑を適時、御提示いただくとありがたいです。よろしくお願いいたします。

○2番（近澤美樹君） はい。まとめたいと思います。

今、本格稼働となりましたので、組合は周辺住民の皆さんや日野市民の皆さんと信頼の構築をしていく最中、協働の努力を今から積み重ねていくということが求められているわけなのですが、この日野市の控訴というのは、日野市と周辺住民ということだけではなくて、浅川清流はそこを使って処理をするわけですから、日野市民の不信というのは解決しなければならない課題として、大変大きな問題として、今、あるのではないかと考えます。

もう一点、別の問題で質問させていただきたいと思います。先ほども申し上げました水銀の濃度の問題です。1月31日に2号炉において公害防止基準値を超える排ガス中の水銀濃度が検出されたと。昨年2回同様の事態が発生しています。組合は、これらの原因をどのように捉えているのかということをお伺いさせてください。

○議長（池田利恵君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 水銀の公害防止基準値超過についての原因ということで御質問を受けたかと思えます。

原因につきましては、当施設が扱っているごみは可燃ごみだけでございます。可燃ごみへの水銀の混入が原因だと思われます。何が入ったのか、誰が入れたのかは不明でございますが、可燃ごみへの水銀の混入があったための一時的な超過と考えております。

以上でございます。

○議長（池田利恵君） 近澤議員。

○2番（近澤美樹君） 不明だと思うのですね。ですが、丸1年足らずの間に3度目の水銀基準超過ということですよ。本日も下の測定値、1時間平均の値を見ましたら、やはりまだ4マイクロ。

微量であっても、水銀を排気し続けているということなのですよ。私は、やはり今、きちんと、例えば炉を止めて、きれいにする。対策をして、ゼロにする。そうしたことも行うことが市民に本当に重大なことが起きてしまったということ認識を持ってもらうために、なぜなら、4マイクロのままだねということでは、結構、ゼロ排出、ゼロにならない状態が続くということですので、そうした認識を持ってもらうために、ひとつこうしたことも行う必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（池田利恵君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 炉の停止につきましては、基準を設けてやっているところではございます。啓発のために炉を止めるというのも一つあるのかもしれませんが、まだそこに至るところではない。別のやり方がまだあるのかと思っておりますので、そこをしっかりとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田利恵君） 近澤議員。

○2番（近澤美樹君） 水銀の排出濃度ということなのですか、1時間の平均値が、11時ジャストからかな、11時59分までが12時の数字ということなのですか。その1時間のものが翌時間の平均値ということでは表示されるのですけれども、今回の報告でも、12時時点の1時間平均値が170マイクログラムということでした。私が伺いたいのは、排気ですので、水銀濃度というのは絶えず排出しているわけですので、上昇した時点から通常の状態に戻るまで、言わばグラフにするとかくかくとした、1時間ごとの折れ線グラフではなくて、滑らかな折れ線グラフが、上がって下がってというものが出来上がるものだというふうに思っているのですけれども、私が知りたいのは、水銀濃度が上昇した時点から通常の状態に戻るまでの時間で、何時何分の時点で最高値になったのか。1時間平均値ではなくて、リアルタイムの記録というのを知りたいのですけれども、これについては管理事業体から組合のほうに示されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（池田利恵君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） あくまでも今回の判断は1時間平均値でさせていただいております。数値の管理は委託業者のほうでやっておりますので。ただ、今、手元にはちょっとございませんので、詳細な説明はできない状態でございます。申し訳ありません。

○議長（池田利恵君） 近澤議員。

○2番（近澤美樹君） 委託管理会社が数字そのものはつくっていると。お手元にはないということなのですが、私は、やはりどこが最高値になったのか。結局、1時間平均値ですと、平均してしまうので、マックスということを知りたいと思いますので、私は、これはやはり小金井市、国分寺市の皆さんとも事実そのものは共有したいというふうに思っていますので、議長にお願いするのですが、資料請求という形で、これは私たちはぜひ共有したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（池田利恵君） 事務局にお伺いします。委託先の記録データに関しての資料請求ということで、いかがでしょうか。

○議長（池田利恵君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 御請求されている資料の内容について、もう少し近澤議員と御調整を

させていただきまして、どういった数値が必要なのか確認をさせていただきたいのが1つと、またそれが運営を委託している会社との調整も必要だと思いますので、その上で提出が可能となれば、議長と御相談させていただいて、提出をさせていただきたいと思います。

ただ、できる場合であっても、多少お時間がかかるかと思しますので、できるだけ速やかに御用意をさせていただけるか、またできる、できないの判断もさせていただきたいと思っております。

○議長（池田利恵君） それでは、前向きに働きかけをして、提出に至るようにしたいというような事務局からの答弁でございました。それでよろしいですか。

○2番（近澤美樹君） どうぞよろしくお願ひします。

では、次の質問をさせていただきたいと思ひます。公害防止基準値を、停止したり、機械を止めたりするものではないわけですが、公害防止基準値自体は50マイクロという数字ですので、例えばこの間、88、161、170マイクロというのが1時間平均値でも出ているわけですね。ですから、やはり住民の方々の不快感というか、不安というのは、やはり3度も出るということは非常に大きいと。これは察することができるわけなのですが、組合としての抜本的な対策、こうしたことを考えておられるとしたら、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（池田利恵君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

周辺地域の皆様に御心配をかけている、そのとおりでと思っております。再発防止についてということになるかと思うのですが、現在も構成3市及び当組合で搬入されるごみの抜き打ち検査や、先日も水銀回収キャンペーン、このようなものはさせていただいております。それであっても、今回こういった事態になったということでございます。今回の件を受けて、構成市3市に対してはまた市民、事業者などへの適切なおみの出し方の指導、啓発をより一層徹底するよう、強く要請をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○2番（近澤美樹君） 結構です。

○議長（池田利恵君） 今、事務局長からもお話がございましたけれども、当組合に関しては、国分寺市、小金井市、日野市ということで、その全体に暮らす方のごみの出し方に対する啓発、注意ということ以外になかなか抜本的な対策といっても難しいところがあるかと思ひます。当組合に参加している議員の皆さん、そして管理者の皆さんも徹底的にこの辺りの情報共有を市民の方としていただくようお願いしたいと思ひます。

以上、質問はそれでよろしいでしょうか。

○2番（近澤美樹君） はい、結構です。

○議長（池田利恵君） それでは次に、白井議員。

○1番（白井菜穂子君） 私のほうからは大きく1点、13ページの施設運営経費の報償費のところでお伺ひさせていただきます。この環境保全協定検討委員会委員謝礼という4万8,000円、これは何回分の検討会を想定しての謝礼金でしょうか。

○議長（池田利恵君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

この予算自体は令和3年度に2回開ける予算となっております。

以上でございます。

○議長（池田利恵君） 白井議員。

○1番（白井菜穂子君） ありがとうございます。当初は2回開いて、今度は延期になりましたけれども、2月6日をもってという、最初はそういうスケジュールだったと思うのですが、コロナ禍で延期ということもあり、令和3年にもかかるのではないかとということで予算を取られたというふうに理解をいたしております。

私、第1回の検討委員会を傍聴させていただきまして、住民説明会のほうはちょっと参加はできなかったのですが、ホームページにアップされていた要旨を拝見させていただきました。それを通して感じたのは、やはり検討委員会の中では、検討委員の方が抱かれる疑問に対しても、専門家の方もそこまで、時間的な配分もありますので、詳しい説明に入り込むことがなかなかできないと。委員の方も分かったような、ちょっと分からないようなと、やはりそれは大変科学的ないろいろな数値の読み解き方とかいろいろありますので、それはちょっと御理解も難しいということもあって、それから住民説明会というのがあったわけですが、その説明会においても、ちょっとまだ消化しきれないところがあるような感じを私は要旨から受け取りました。

そこで、次の（仮称）専門家委員会委員謝礼にも関係するのですが、私が思いましたのは、検討委員会を開催するのと並行して、学習会ですね。検討会の内容を理解するベースとなる知識をみんなが共有すること。オンラインの学習会を開催することで、オンラインでしたら3市の市民の皆様も御覧いただけますし、また、録画しておくことで何度でも、1回聞いただけではなかなか頭に入ってこないことも、何度でも見直すことができる。やはりそういうところから3市の市民の意識啓発というのを培っていくことが大切なのではないかなと思ひまして、専門家委員会の方、ちょっとどのような方がなれるのか今の時点では分からないですが、せっきくそういう委員会をつくられたのであれば、ケースに応じて何かがあったときの見識を仰ぐという目的で設置というのがこの協定の中にも案に入っているのですが、それだけではなくて、広く市民の方に分かりやすく、今、どういうことが問題なのか。50マイクログラムと30マイクログラムは何が違うのかとか、そういった基本的なことから御説明していただくようなオンライン学習会というのを継続的にやっていくことが大切なのではないかなというふうに考えています。

協定を、ずっとそれが終わるまで先延ばしにするのかというのはちょっとまたそれも別の問題で、早く決めたほうがいい面もあるというところもあるかと思うのです。だから、もしその協定を決めるのであれば、例えば1年後に見直しをすとか、そういう項目を含めるとか、そういうやり方もありますので、あらゆる面から皆さんが納得するような形というのをちょっと意見として提案したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、御見解をお聞かせください。

○議長（池田利恵君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

公害防止協定、環境保全協定につきましては、やはり周辺自治会と結ぶものですので、主に周辺自治会の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。ただ、先ほどの水銀の件も含めまして、啓発活動という意味では、今、議員がおっしゃったことを進めていくのは大事なことかと思ひます。

どういったものが一番伝わりやすいのか、ツールも含めて検討して、しっかりとした啓発活動、またこの施設に対する御理解が進むようなことを少し検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（池田利恵君） 白井議員。

○1番（白井菜穂子君） ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（池田利恵君） ほかに御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） なければ質疑を終結いたします。

次、本件について御意見があれば承ります。近澤議員。

○2番（近澤美樹君） 本予算については反対をさせていただきます。

先ほど広域化全般に絶対何が何でもという立場ではないということもお伝えしたのですけれども、やはり幾つもの大きな危惧があるものですから、本予算については反対。その理由を申し上げさせていただきます。他市の議員の方々も御存じないかもしれませんが、ちょっと長くなるかもしれませんが、伝えさせていただきたいこともあります。

北川原公園というのは、今から約45年前に当時の日野市政が既にクリーンセンター、この敷地というのは、ごみの処理が行われていたこの地域に、標高の関係で水が流れていく、一番低いところにつくらなければいけない下水処理場というのをつくるときに、そのときに、ともすると、市民が嫌がりがねない施設が集中するという、複数できることになることに当たって、当時の市政としては、そうした施設が集中することによって環境が悪くなるのではなくて、広い公園をつくって、むしろ環境を向上させようという考えに基づいて公園計画がつけられたということになります。

ですから、この北川原公園というのはどんなことがあったとしても、市民の暮らす環境が向上していく、そういう公園でなければならぬと、当時の日野市が考えたことに基づけば、私もそうであろうというふうに考えています。

北川原公園の裁判というのは、今、ここは共同処理を行っているわけですから、3つの自治体が共同しているわけですので、やはり公園の経過、裁判の経過ということも3市の皆さんにも理解していただいて、3市の市長が今日おられますので、判決そのものは正面から深く受け止めていただいて、あの公園は守ると。市民、住民のための公園は守る。だけれども、違法状態になってしまっているの、例えば搬入路を別の場所に移すことは本当にできないのか。こうしたことを真剣に本当に議論していただいて、違法状態を早期に解決しようと、こういうふうに受け止めていただきたいと思います。私自身は思っています。

先ほども申し上げましたが、控訴をしたということで、住民、市民の皆さんの感情というのは、また係争状態が続くのかということになるわけですが、ごみの行政というのは、本当に市民と行政が信頼し合っているということが前提でなければ絶対に成り立たない。それは本当に、国分寺市さんも小金井市さんもこれまでずっと経験してきたことですから、私があえて申し上げるようなことでもないのですけれども、本当にこのままだと日野市民の場合は不信が高まってしまいうことを大変危惧しています。

ですので、どうやって解決したらいいかということをおもも考えました。先ほど白井議員の質問や、また議長も御発言いただきましたけれども、やはり日野市に起きていることを国分寺市、小金井市、3市の市民の皆さんにも知っていただいて、それぞれの方が自分事として、日野市に持っていったごみではなくて、自分のごみがどういう状況にあって処分される。そこでは何が起きているのかということをお自分事として考えていただいて、3つのまちの市民が全部知恵を集めて、もしかしたら財政的な協力ということも必要になってくるかもしれない。そうやって解決しなければ、これは答えが出ないのではないかとというのが私の考えです。

ですが、現状だと、3市の、先ほど大坪日野市長、管理者ですけれども、こちらの管理者からはそうしたアピールが今後行われるかどうかというのはちょっと分からなかった部分がありました。それで、高裁の判決。これまで裁判が3、4年かかっていますけれども、地裁から高裁に行きますので、そんなに長くはないと思いますので、もしこれで高裁の判決が出て、判決が確定してしまうと、搬入路は違法だということに、市民がまた勝ってしまうと、これは違法だということになってしまうので、この通路は、今は係争中ですが、また判決が出ると、違法だということになると搬入車両は通れなくなってしまいますので、そうなったらどうするかということをお、それはもうここで考えなければならぬ。本当に3市民で考えなければならぬことなので、やはり本当に自分事として今回のことも考えていただきたい。本当に別の搬入路はあり得ないのか、それぞれの市長が今日いらしていますので、3市で共同して、知恵を出し合うこと以外、解決の道はないのかというふうに思っています。

それともう一つ、その上で水銀の問題も引きますけれども、やはり稼働1年足らずで3度も公害防止基準値を超える水銀が出たという事実は本当に組合としてしっかり向き合わなければならぬ。事務局長からも先ほどそうした答弁もいただいたのですが、私は、事実をなるべく小さく見せるのではなくて、情報をとにかく公開すること。ごみがどういうふうに集まっているのか、ガラス張りにされていますけれども、私は情報も本当にガラス張りにする。曖昧で無責任な情報提供というのをしないこと。科学的な情報提供をちゃんとしていくということがやはり今以上に必要なのではないかと思っています。そのことによって、やはり3市の市民の皆さんに3度の基準超えの事実を知らせて、今回の水銀のことも、そこでのことではなくて、やはり自分に返ってくることを受け止めてもらうことが私はやはり必要なのではないかというふうに思っています。最高級のフィルターをつけたとしても、こういう数値が出てしまうわけですから、私はやはりそうした努力がなければならぬのではないかと。

水銀のことというのは、私も今度のことでお勉強させていただきましたのですが、水俣条約というのはゼロにしなければならぬ。水銀は環境中にゼロにしなければならぬ物質だということを国際条約として確認したということをお踏まえる必要があると思うのです。さっき、私、見てきましたけれども、170マイクロで、1月31日だった水銀は今も4マイクロ出ているのですよね。水銀というのは、皆さんも御存じだと思いますけれども、中枢神経を破壊するような本当に深刻な病気を引き起こすような物質です。ですが、変体するとか、形が変わるので、水銀蒸気になって、雨になって、地表に降って、川や海に流れ込んで、微生物の働きで有機化して、有機水銀になって魚介類に蓄積するのですよね。水銀というのは自然界を循環する物質ですので、食物連鎖にある哺乳類というのは水銀含有量が高くなるということになってしまいます。北欧やインド洋などの島嶼部において魚しか食

べない人々の疫学検査で神経障害が明らかに確認されたと。そうしたことで水俣条約を締結するということの理由にもなっている。

だから、そこから煙が出ていて、何メートル先に、何百メートル先に落ちるとかという話ではないということ、このこと自体をやはり3市で共同でやるのであれば、同じように3市の市民が学習をして、啓蒙啓発もしながら、学習をしながら、科学的にそれを学んでいくことなしに、水銀を出さないということが本当に徹底されるには、そうしたことを学ぶことは欠かせないというふうに思っています。

この間、日野市がここは本当に最高級の施設と最高級の基準を持ち、最高級の施設だということをお伝えしたことによって、私はやはり何を燃やしても無害だというふうなことを思ってしまうようなことがあったら、それは非科学的だと思っているのです。非科学的では私たちの生活は科学的に守っていくことはできないのです。なので、私はやはり安全というのは高性能フィルターにあるのではなくて、住民が徹底したごみの減量、分別することからしか生まれないのだということをお組合としてしっかりと確認したいというふうに思っています。

先ほど白井議員が本当に素晴らしい質疑をしてくださって、必要なことを確認してくださったことでもあります。みんなが、今、どういう約束で、どういう施設を共同でやっていくのかということをおしっかりと確認しなければならぬのですが、申し訳ないですけれども、残念ながら、現在では、質疑も伺いましたけれども、ちょっと希薄で、危惧する部分が多分にあるということで、2021年度予算には反対をさせていただきたい。これが意見です。

○議長（池田利恵君） ほかに御意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田利恵君） 挙手多数であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（池田利恵君） これより、議案第2号、令和3年度浅川清流環境組合構成団体負担金の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第2号、令和3年度浅川清流環境組合構成団体負担金についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合規約第13条第2項の規定に基づき、令和3年度浅川清流環境組合構成団体の負担金の合計として8億7,877万6,000円を負担していただくものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（池田利恵君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

議案第2号、令和3年度浅川清流環境組合構成団体負担金について御説明申し上げます。

負担金の内訳といたしましては、日野市に事務経費負担金として2億6,334万円。国分寺市に1億6,251万9,000円。小金井市に1億5,291万7,000円。また、周辺環境整備負担金として国分寺市と小金井市に1億5,000万円ずつ負担をしていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（池田利恵君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。近澤議員。

○2番（近澤美樹君） 先ほどと同様の理由で反対とさせていただきます。

○議長（池田利恵君） ほかに御意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田利恵君） 挙手多数であります。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（池田利恵君） これより、日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については、議長に御一任をお願いいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

---

○議長（池田利恵君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和3年第1回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時57分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 池 田 利 恵

署 名 議 員 近 澤 美 樹

署 名 議 員 馬 場 賢 司